

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和2年5月12日付けで提起した処分庁による防犯灯補助金交付決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が令和2年4月6日付けで行った情報の公開の請求に対し、葛飾区情報公開条例第9条第2号の規定により個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものであるため公開することができない部分を除き、Aが令和元年度に申請した防犯灯補助金交付申請書及び当該申請書に基づいて交付した防犯灯補助金交付決定通知書の公開を決定し、情報一部公開決定通知書（令和2年4月9日付け2葛都補第56号。以下「本件情報公開決定1」という。）により通知し、当該情報について郵送で交付し公開した。
- 2 処分庁は、審査請求人が令和2年4月23日付けで行った情報の公開の請求に対し、令和元年8月20日付けでAが申請した防犯灯補助金交付申請書（第1号様式）（第6条関係）とともに提出された配置図の公開を決定し、情報公開決定通知書（令和2年4月28

日付け2葛都補第99号。以下「本件情報公開決定2」という。)により通知し、当該情報について郵送で交付し公開した。

3 処分庁は、審査請求人が令和2年4月23日付けで行った情報の公開の請求に対し、防犯灯補助金交付に関する規則又は規約などに類する書類の公開を決定し、情報公開決定通知書(令和2年4月28日付け2葛都補第100号。以下「本件情報公開決定3」という。)により通知し、当該情報について郵送で交付し公開した。

4 審査請求人は、本件情報公開決定1から3までにより取得した情報に基づき、処分庁がA宛てに行った防犯灯補助金交付決定(令和2年3月10日付け31葛05000673590000-17号。以下「本件処分」という。)を不服とし、令和2年5月12日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を提起した。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分において補助金交付対象とされている防犯灯のうちの11基が点灯しているべき時間帯にもかかわらず点灯しておらず、防犯灯としての役割を果たしていないため、夜間の治安を著しく悪化させており、審査請求人らの、当該防犯灯の設置個所付近の道路を夜間安全に利用する利益が侵害されている。
- (2) Aが行った防犯灯補助金交付申請の内容は虚偽の報告であり、実地調査等を行わずされた本件処分は公文書偽造となるため、当該処分を取り消し、本件処分に係る補助金(以下「本件補助金」という。)の全額を返還させるよう求める。
- (3) 本件補助金相当額は、本来葛飾区の行政サービスに必要な経費に充当させることができたものであるため、本件処分により区民として本来受けられるべき利益が享受できないという不利益が生じている。

理 由

1 審査請求人の主張及び検討事項

審査請求人は、前記「審査請求人の主張の要旨」のとおり主張しているものであるが、本件審査請求が適法であるか、以下検討する。

2 審査請求適格について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条は、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる」と規定するところ、同条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によつてこれを回復すべき法律上の利益をもつ者」に限られると解されている（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決）。これは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条に規定する原告適格を有する者の具体的範囲と同一であると解されているところ、行政事件訴訟法第9条第1項にいう、当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきであるとされている（最高裁平成17年12月7日大法廷判決）。

本件処分についてみるに、本件処分はAに対する補助金交付決定であるところ、その根拠は葛飾区防犯灯補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）である。

そして、本件要綱は、区内の防犯灯の維持管理費の一部を補助することにより、住民負担の軽減を図り、併せて交通安全、防犯及び生活環境の向上に寄与することを目的とするものである（第1条）。補助金交付決定の対象となるものは、私道、すなわち敷地が私有地で現に一般交通の用に供されている道路上を照らしている民有防犯灯で、町会又は自治会等が、維持管理し、かつ終夜道路を照明し、交通安全及び防犯を目的とするものを管理する町会等とする旨、定められている（第2条第1号及び第3号並びに第3条）。

したがって、本件要綱において、審査請求人のいう、防犯灯が点灯していることによ

り防犯灯の設置個所付近の道路を夜間安全に利用する利益は、上記交通安全、防犯及び生活環境の向上に寄与するという一般的公益保護の結果生じる反射的な利益又は事実上の利益に過ぎないものであって、個々人の個別的利益として保護されているものとは解されない。

また、仮に本件補助金の交付申請について審査請求人のいう違法が存在したとしても、本件処分により本件補助金が支出されたことによる不利益は、性質上飽くまで区民全般を対象とする抽象的なものであり、審査請求人固有の個々人の具体的な個別的利益とは認められない。

そして、そのほかに、審査請求人が本件審査請求を提起する利益があると判断できる事情は見当たらない。

したがって、審査請求人には本件処分について審査請求をなす法律上の利益を認めることはできない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和2年7月21日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。